

\* 水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を真に実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

## 食衛法に基づく水俣病食中毒調査義務付け訴訟（津田訴訟）

2017年12月21日 最高裁が上告棄却（敗訴）

### < 津田訴訟最高裁判決に抗議する >

昨年12月21日、最高裁第一小法廷(裁判長 小池裕、裁判官 池上政幸、大谷直人、木澤克之、山口厚)は、私たちの上告を棄却する決定をしました。この決定に、私たちは大きな怒りをもって抗議します。(抗議声明 別紙)

### < 厚労省、環境省への質問状 >

訴訟とは別に、私たちは厚労省と環境省に対して、水俣病事件を食中毒事件として認識しているのか確認する質問状を送っています。(厚労省2017/07/24、環境省2017/08/30)

厚労省への質問状には、現国会議員3名の紹介状も添付しており、さらに9月27日には催促状も送りました。

しかし、現段階において、両省ともになんの返答もありません。私たちは、これを許さず、引き続き回答を求めていきます。

### < 水俣病事件が食中毒事件であることを認めようとしないう特殊疾病対策室 >

昨年11月29日の新潟水俣病認定義務付け訴訟東京高裁判決日に、新潟の弁護団・支援者と環境省との「意見交換」が持たれました。

私たちも参加して公開質問状(チエの話64に同封)への回答を求めました。

当初から木で鼻をくくる対応は予測していましたが、佐々木孝治環境省特殊疾病対策室長は、2016年12月1日衆議院会館院内集会の自身の発言について、「水俣病事件が食中毒事件ではない、と言ったことはない。ただ、食中毒とは腸炎ピブリオなどを言うとは自分は教わった、と言ったまでだ」と、回答しました。

結局何が言いたいのか。では、改めてどう認識しているのかを問いたしましたが、それには答えられない、との一点張りであちが明きませんでした。

おそらく、当時審理されていた食中毒調査義務付け訴訟を意識してのことでしょう。しかし、ことは水俣病対策の基本に直結する認識です。逆に裁判で争われているときこそ、政府・環境省の認識を明確にすべきです。

佐々木室長にとって、政府公式見解(2003年5月、2008年12月)とは一体何なのか、中川雅治環境大臣や森本英香環境事務次官からの回答がないのも解せません。

やがて担当が変わって逃げ切れると考えているのでしょうか、決して許しません。

### < 不服審への環境省の不当な介入 >

ちなみに、上記の森本次官は、2014年頃に公害健康被害補償不服審査会(不服審)委員に複数回接触して、「環境省と不服審の見解の統一」を求めていました。(朝日新聞2017/12/25)

2014年当時と言えば、2013年4月のFさん訴訟・溝口訴訟最高裁判決、10月の不服審の下田決定と、熊本県の認定棄却処分が覆され、52年判断条件の不当性が明らかになり、熊本県が認定業務の返上を表明していた時期です。これに慌てた環境省が、何の根拠もない水俣病認定に関する新通知(2014年新通知)を2014年3月に発出して、2013年最高裁判決の黙殺に躍起になっていました。(2014年新通知の不当性については、チエの話50に詳細しています。)

そんな時期に、環境省が不服審に対して「見解の統一」を求めたことは、すなわち水俣病認定にかかる病像を、2014年新通知に合わせるように要求した、不当な介入に他なりません。

不服審は、棄却処分の妥当性を審理するため、国や県からは高い独立性・中立が求められる組織です。そのような機関に環境省の見解を押しつけようとするのは、全く許されない重大な問題です。今後も追及していく必要があります。

## 新潟水俣病認定義務付け訴訟 東京高裁判決

2017年11月29日に東京高裁で言い渡された判決は、原告9人全員を水俣病と認定しました。

12月4日には、新潟市が上告断念を正式に発表して、9人の水俣病認定が確定しました。一方で第3次訴訟（損倍賠償訴訟）は、結審して宙ぶらりんの状態となっており、加害企業・昭和電工の対応が注目されます。

11月29日の高裁判決は、Fさん訴訟・溝口訴訟最高裁判決の延長上・発展上にあります。

裁判所の判断においても、公健法の趣旨に従い50%の蓋然性で足りるとしました。

メチル水銀暴露と感覚障害があり、その感覚障害の原因が他の疾患でなければ、水俣病罹患の蓋然性が高いという考え方が、これにより判例上も確立したといえます。

個別的には、暴露の立証程度について、2014年新通知で求めているような厳密な客観的裏付けは不要として、原告の陳述や地元医師による診断は信用できると評価しました。

家族内において性別、年齢による暴露差はないと判示しており、さらに2009年水俣病特措法受給者の存在も暴露の指標と認めています。

病像については、毛髪水銀値が50ppm以下でも発症する事実、感覚障害には左右非対称性のものがあり、症状が変動することも認めました。

また行政側は、感覚障害があれば自力で立てられない、自分の名前が書けないはずだと、非人道的な主張を繰り返してきましたが、判決では、日常的な支障が認められなくても、感覚障害を認めることができると判示しています。

他疾患との鑑別について、単に可能性を指摘するだけでは抽象的であるとして、これを採用しませんでした。

高裁判決は、感覚障害のみでは蓋然性が高いと言えないとして、暴露当時の毛髪水銀値を求めるなど、およそ証明不可能なことを要求している2014年新通知を、事実上否定しています。

しかし、一方で、さらに発展させなければならぬ課題も見えてきました。

高裁は、52年判断条件や熊本県の処分についての審理評価を避け、単に原告が水俣病か否かの判断をするに止まりました。

早速、12月5日の環境省記者会見で、中川環境省大臣は、認定基準を変える必要ない、過去の認定審査の再検証は行わない、また住民調査については今だに「手法の開発」を続けている、という答弁をしました。

これでは、公健法審査による棄却が続き、裁判に訴えてから何年もかかって認定される、という現状は変わりません。迅速な救済を趣旨とする公健法がないがしろになっています。

また、何を持って「50%の蓋然性」と言うのか。今は「50」という数値を言っても、所詮は医者や裁判官の印象でしかありません。新潟水俣病第三次訴訟を支援する会事務局の萩野さんは「50」が算出できるのは疫学しかない、蓋然性とは寄与危険度割合である、と明言します。

現在、熊本地裁で水俣病被害者互助会の認定義務付け訴訟が闘われていますが、法廷外の活動も活発にしなければ、水俣病事件解決は先に進めないことが明らかになってきました。

## 今後の注目判決

### 大阪チッソ補償協定地位確認訴訟

大阪高裁判決 3月28日(水)13:15～

チッソ水俣病関西訴訟（2004年10月 最高裁）の勝訴原告が、その後に行行政認定されたにもかかわらず、チッソが裁判で決着済みとして補償協定締結を拒否している問題。

2017年5月の大阪地裁判決では患者側の全面勝訴となりました。しかし、先行したIさん訴訟、川上さん訴訟において、関西訴訟で患者の損害は全て補填済みという最高裁の判断がでており、油断できません。ご支援をお願いします。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴木多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/>(リンクフリー)

「チ工の話」それは溝口チ工さんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね